

大 和 郡 山 市
清 掃 セ ン タ ー
長 期 包 括 責 任 委 託 事 業

入 札 説 明 書

平成 2 8 年 9 月

大和郡山市

目 次

第 1	公告日	-----	1
第 2	発注者	-----	1
第 3	担当窓口	-----	1
第 4	事業概要	-----	1
1	事業名称	-----	1
2	事業場所	-----	1
3	アドバイザー	-----	1
4	事業概要	-----	2
5	事業期間等	-----	3
第 5	事業者選定の手続	-----	4
1	契約締結までの流れ	-----	4
2	契約締結までのスケジュール	-----	5
第 6	募集要項	-----	6
1	募集要項の構成	-----	6
2	募集要項の公表	-----	6
3	参考資料の配布・閲覧	-----	6
4	募集要項に関する質疑回答	-----	6
第 7	参加資格要件等	-----	7
1	応募者の構成	-----	7
2	応募者等の参加資格要件等	-----	8
3	参加資格の取り消し等	-----	10
第 8	資格審査（参加資格の確認）	-----	10
1	資格審査申請書類の構成	-----	10
2	資格審査申請書類の提出	-----	10
3	資格審査結果	-----	11
第 9	本件施設の視察	-----	11
1	視察日	-----	11
2	集合時間	-----	11
3	視察方法	-----	11
第 10	入札書類の提出	-----	11
1	入札書類の構成	-----	11
2	入札書類の提出	-----	11
3	予定価格	-----	12
4	最低制限価格	-----	12
5	入札書の開札等	-----	12
6	入札の辞退	-----	12
7	入札の無効及び失格	-----	12
8	応募にあたっての留意事項	-----	13
9	入札書類の修正等	-----	13

10	著作権	-----	14
11	その他	-----	14
第 11	入札書類の審査	-----	14
1	審査委員会の設置	-----	14
2	審査方法	-----	14
3	審査事項	-----	14
4	審査結果の通知	-----	15
5	審査結果の公表	-----	15
第 12	落札者決定後の手続	-----	15
1	基本契約の締結	-----	15
2	特別目的会社の設立	-----	15
3	契約詳細の協議	-----	16
4	事業契約の締結	-----	16
5	その他	-----	16
第 13	入札保証金、契約保証金	-----	16
1	入札保証金	-----	16
2	契約保証金	-----	16
第 14	その他	-----	17
1	審査結果についての説明請求	-----	17
2	費用負担	-----	17
3	使用言語、計量単位、通貨及び時刻	-----	17
第 15	委託費の支払	-----	17
1	委託費の構成と算出方法	-----	17
2	委託費の支払方法	-----	18
3	委託費の減額	-----	18
4	委託費の見直し	-----	18
別紙 1	参考資料	-----	20

本入札説明書は、「大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により選定するにあたり適用されるものであり、本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本契約書案、事業契約書案、様式集）によるものとする。

本事業の入札に参加することを希望する者は、募集要項に記載された民間事業者の内容を十分理解の上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料の作成等を行うものとする。

第1 公告日

平成 28 年 9 月 1 日

第2 発注者

大和郡山市長 上 田 清

第3 担当窓口

本入札において、本事業の入札手続及び契約事務を担当する窓口（以下「担当窓口」という。）は、以下のとおりとする。

大和郡山市清掃センター

住 所： 〒639-1001 奈良県大和郡山市九条町 80 番地

T E L： 0743-53-3463

F A X： 0743-55-3570

E-mail： seisou@city.yamatokoriyama.lg.jp

ホームページ： <http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/>

第4 事業概要

1 事業名称

大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業

2 事業場所（以下、下記 2 施設を一体として「本件施設」という。）

(1) 大和郡山市清掃センター（以下「ごみ焼却施設」という。）

奈良県大和郡山市九条町 80 番地

(2) 大和郡山市一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）

奈良県大和郡山市山田町 843 番地

3 アドバイザー

本事業の受託者選定事務に対する助言を行うものとして以下のアドバイザーを置く。

株式会社日産技術コンサルタント

4 事業概要

(1) 受入管理等

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、大和郡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年大和郡山市条例第 9 号）等に基づく一般廃棄物処理に係わる廃棄物の受入管理を行うものとする。

イ 大和郡山市（以下「市」という。）の収集及び市内の土地又は建物の占有者が直接、ごみ焼却施設に搬入する、可燃ごみ、粗大ごみ、缶・ビン類、ペットボトル、有害ごみ、不燃ごみ、小動物死体（以下「処理対象物」という。）の受入管理を行うものとする。

ウ 一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）が、市内の土地又は建物の占有者の依頼により、ごみ焼却施設に搬入する可燃ごみの受入管理を行うものとする。

エ 市が委託する業者が直接、ごみ焼却施設に搬入する一般廃棄物の受入管理を行うものとする。

(2) 運営維持管理等

ア 市が事業者として選定した企業若しくは企業グループが設立する特別目的会社で市と事業契約に至った事業者（以下「受託者」という。）は、本件施設の運転、ユーティリティの確保、日常点検、定期点検・整備、部品等の調達、各種修繕・補修等（以下「運営維持管理業務」という。）を行うものとする。

イ 市は、受託者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）にわたって施設を所有し、受託者は本件施設の運営維持管理業務を行うものとする。

ウ 受託者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自らの責任と費用において行うものとする。この場合、本件施設のプラント設備工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。

エ 受託者は、本件施設において、現在の運転維持管理業務を実施している事業者（以下「既存運転事業者」という。）から、円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）にて、既存運転事業者からの引継ぎを行うものとする。

オ 市は、受託者と協議の上、受託者が本件施設に係る募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合にこれら乖離に基づく費用負担等を市に請求できる合理的な期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定する。

カ 本事業契約締結から、事業終了までの期間（以下「事業期間」という。）、受託者は、事業契約に基づき、適切に業務を実施する。

5 事業期間等

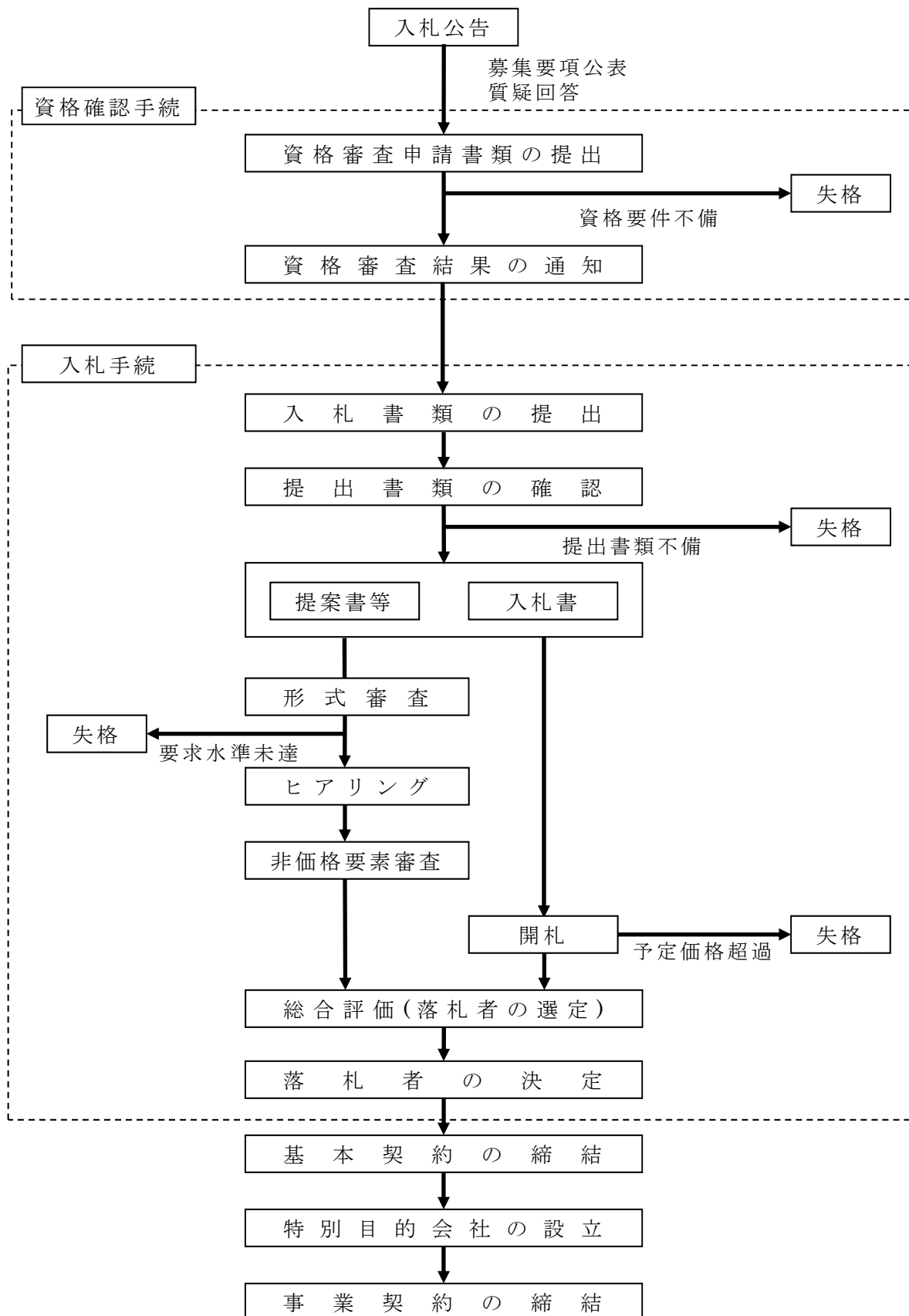
事業準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は以下のとおりとする。

- (1) 事業準備期間：平成 29 年 10 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
- (2) 乖離請求期間：平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
- (3) 運営期間：平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 45 年 3 月 31 日
- (4) 事業期間：事業契約締結日 ～ 平成 45 年 3 月 31 日

第5 事業者選定の手続

1 契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは、以下のとおりであり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式により民間事業者の選定を行う。



2 契約締結までのスケジュール

契約締結までのスケジュール（予定）は以下のとおりである。

No	内 容	時 期
①	入 札 公 告	平成 28 年 9 月 1 日（木）
②	募 集 要 項 の 配 布 開 始	平成 28 年 9 月 1 日（木）
③	募 集 要 項 の 質 疑 の 受 付	平成 28 年 9 月 1 日（木） ～平成 28 年 9 月 30 日（金）
④	募 集 要 項 の 質 疑 に 対 す る 回 答	平成 28 年 11 月 18 日（金）まで
⑤	資 格 審 査 申 請 書 受 付 の 締 め 切 り	平成 28 年 10 月 11 日（火）
⑥	資 格 審 査 結 果 の 通 知	平成 28 年 11 月 15 日（火）
⑦	入 札 書 類 の 提 出 日	平成 29 年 1 月 31 日（火）
⑧	技 術 提 案 に 対 す る ヒ ア リ ン グ	平成 29 年 7 月 21 日（金）
⑨	落 札 者 の 決 定	平成 29 年 8 月
⑩	落 札 者 の 公 表	平成 29 年 8 月
⑪	基 本 契 約 の 締 結 お よ び 契 約 詳 細 の 協 議	平成 29 年 9 月
⑫	事 業 契 約 締 結 の 協 議	平成 29 年 9 月 ～平成 29 年 12 月
⑬	特 別 目 的 会 社 の 設 立	平成 29 年 9 月 ～平成 29 年 12 月
⑭	事 業 契 約 の 締 結	平成 29 年 12 月
⑮	長 期 包 括 責 任 委 託 事 業 の 開 始	平成 30 年 4 月 1 日（日）

なお、上記スケジュール（予定）は応募者の応募資料提出の状況、審査委員会の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

第6 募集要項

1 募集要項の構成

募集要項は以下の(1)～(7)の書類により構成される。これらの書類は応募資料及び入札書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

- (1) 入札説明書
- (2) 要求水準書
- (3) 落札者決定基準
- (4) 様式集（資格審査関係）
- (5) 基本契約書案
- (6) 事業契約書案
- (7) 様式集（形式審査関係）

2 募集要項の公表

募集要項は、平成28年9月1日（木）から市のホームページに公表するので、ダウンロードし取得すること。

3 参考資料の配布・閲覧

参加資格者（参加資格者とは、入札に参加する単独企業若しくは企業グループで参加資格が認められた者をいう。）に対し、別紙1に示す参考資料を以下のとおり配布するとともに、閲覧を認めるものとし、申込みについては、「参考資料の配布・閲覧申込書」（様式第7号）に必要事項を記載し、資格審査申請書類提出時に受付を行うこと。

なお、申込みを行った参加資格者（企業グループは代表企業）に対して、資格審査結果通知書とともに「参考資料配布・閲覧案内」を送付する。

(1) 配布・閲覧期間

平成28年9月1日（木）から12月16日（金）までの期間で土曜・日曜・祝日を除き、市が指定した日

(2) 配布・閲覧時間 午前10時より午後4時まで

(3) 配布・閲覧場所 「担当窓口」による

4 募集要項に関する質疑回答

(1) 質疑の受付

ア 募集要項に関する質疑がある場合は、「募集要項に関する質疑書」（様式第1号①）を電子メールにより、以下に示す期間内に「担当窓口」まで提出するものとする。原則として、持込み、郵送、電話、ファックス及び口頭等による質疑は受け付けない。

（質疑の受付期間）

平成28年9月1日（木）から9月30日（金） 午後4時まで

イ 企業グループでの参加を予定しているものは、代表企業がその内容を取りまとめるものとする。

ウ メールを表題は「募集要項に関する質疑」とすること。

エ 質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は市が行うものとする。

(2) 質疑に対する回答

ア 質疑に対する回答は、以下に示す日に市のホームページにおいて公表する。

(質疑の回答公表日)

平成 28 年 11 月 18 日 (金)

イ 提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

第 7 参加資格要件等

入札に参加する単独企業若しくは企業グループ（以下「応募者」という。）は、以下の資格要件を全て満たすものとする。また、市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

1 応募者の構成

(1) 応募者に関する事項

応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）、又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）によるものとする。また、応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）、協力会社（応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、特別目的会社から運営維持管理業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。以下同じ。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

(2) 特別目的会社の設置

応募企業又は構成員は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社の形態で、特別目的会社を設立するものとする。

(3) 応募グループに関する事項

応募グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うものとする。

なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとする。

(4) 変更について

代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

(5) 否認事項

以下の事項については、これを認めない。

ア 基本契約締結までの間、応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となること。

イ 基本契約締結までの間、応募企業、構成員又は協力会社のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社に該当する各法人が、他の応募企

業、構成員又は協力会社となること。

ウ 同一応募者が複数の提案を行うこと。

2 応募者の参加資格要件等

(1) 応募企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

応募企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこととする。

ア 本事業を遂行するに足る、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

イ 平成 27 年度、28 年度及び 29 年度物品購入等に係る指名競争入札の参加資格等に関する要綱第 3 条に基づき、現に資格者名簿に登録されている者は、資格審査申請書等の提出日から落札者決定までの期間に、物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領（平成 8 年 1 月 1 日施行）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。並びに他の官公署による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。

ウ 平成 27 年度、28 年度及び 29 年度の大和郡山市建設工事執行規則（昭和 43 年大和郡山市規則第 12 号）第 5 条に定める競争入札参加登録されている者は、資格審査申請書等の提出日から落札者決定までの期間に、大和郡山市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成 9 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。並びに他の官公署による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。

エ 大和郡山市暴力団排除条例（平成 23 年大和郡山市条例第 21 号）第 2 条の規定による暴力団又は暴力団員に該当しない者であること、並びに、以下に示す各事項に該当しないこと。

(ア) 当該者が暴力団であるとき又は当該者の役員等が暴力団員であるとき。

(イ) 暴力団又は暴力団員が当該者の経営に実質的に関与しているとき。

(ウ) 当該者が不正な利益を得、当該者の役員等若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているとき（当該者の役員等が不正な利益を得、当該者若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているときを含む）。

(エ) 当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(オ) 上記(ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(カ) 市発注に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記(ア)から(オ)のいずれこれこれ締結したとき。

(キ) 当該者が上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（上記(カ)に該当する場合を除く。）であって、市長が当該者に当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、当

該者が正当な理由なしにこれに従わなかったとき。

(ク) 市の契約を履行するに当り、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨かに該当することを知りながら市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

オ 本事業に関する市の発注支援業務を受託した株式会社日産技術コンサルタント又は当該受託企業との関連を持つ者でないこと。

カ 第 11 に記載する「大和郡山市清掃センター運営管理効率化検討委員会」の委員と現在、利害関係又は雇用関係にある者でないこと。

キ 公告日直前に終了した事業年度（1 年分）に係わる国税及び地方税の滞納がない者であること。

ク 以下に示す各法律の規定に該当する者でないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加資格のない者。

(イ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申し立てを行っている者。

(ウ) 会社法施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告を行っている者。

(エ) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てを行っている者。

(オ) 旧和議法（大正 11 年法律 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 条）第 30 条の規定による更生手続開始申立て及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者。

(カ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。（ただし、旧会社更生法及び会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた者を除く。）

(2) 運営維持管理業務に係る実績

応募者は、以下に示す実績要件を全て満たす者であることとする。ただし、応募グループで参加する場合は、市町村等（一部事務組合を含む。）が設置する一般廃棄物処理施設において、以下の要件を満たす企業が応募グループ内の構成員に含まればよいものとする。

ア 一般廃棄物処理施設の長期包括責任委託事業の代表企業の受注実績又は DBO 方式を含む PFI 事業の代表企業の受注実績を有すること。

イ ごみ焼却施設（流動床式焼却炉）の運営維持管理業務の実績を有すること。

ウ ごみ焼却施設の発電設備（BTG）の運営維持管理業務の実績を有すること。

エ 最終処分場の運営維持管理業務の実績を有すること。

※上記イ～エの運営維持管理業務は、定期点検整備・補修工事等の業務を含み、実績は過去 20 年間（平成 8 年 4 月以降）のものとする。

3 参加資格の取り消し等

- (1) 参加資格確認基準日は、資格審査申請書受付の締め切りの日とする。
- (2) 応募者を構成する企業が、入札書類提出までの間に「第7、2」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。ただし、以下の場合には、審査を継続することができるものとする。
 - ア 当該応募者のうち、「第7、2」に掲げる資格を欠くこととなった企業以外の当該応募者の残存企業（以下「残存企業」という。）が、「第7、2」に掲げる資格を欠くこととなった企業に代わり新たな企業を補充した上で、応募者を構成し、かつ、入札書類提出の日までに参加資格の確認申請手続が完了し、参加資格を得られた場合
 - イ 残存企業が、新たな企業を補充しなくても参加資格を満たしていることを市が確認できた場合
- (3) 応募者を構成する企業が、入札書類提出から事業契約締結までの間に「第7、2」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。ただし、以下の場合には、当該応募者との契約手続を続行することができるものとする。
 - ア 残存企業にて設立する予定（又は設立した）の特別目的会社の事業能力が、新たな企業を補充しなくても契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が認めた場合

第8 資格審査（参加資格の確認）

市は、応募者の参加資格確認を行うために資格審査を実施する。応募者は以下の内容に従って資格審査に係る申請を行い、審査を受けるものとする。

1 資格審査申請書類の構成

資格審査申請書類は以下のとおりとする。なお、(6)～(8)については、資格審査後に行われる参考資料の配布・閲覧及び、本件施設の視察を希望する場合に提出すること。

- (1) 資格審査申請書（様式第2号）
- (2) 応募者の構成（様式第3号）
- (3) 委任状（代表企業に入札手続等を委任するもの）（様式第4号）
- (4) 運営維持管理業務等の実績（様式第5号①～④）
- (5) (4)の実績を証明する書類
- (6) 守秘義務に係る誓約書（様式第6号）
- (7) 参考資料の配布・閲覧申込書（様式第7号）
- (8) 本件施設の視察申込書（様式第8号）
- (9) 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式第9号）

2 資格審査申請書類の提出

資格審査申請書類は、正本1部をA4版フラットファイル2穴に綴じて、以下のとおり持参すること。

- (1) 受付期間 平成28年9月1日（木）から10月11日（火）までの期間で

土曜・日曜・祝日を除く。

(2) 受付時間 午前 10 時から午後 4 時まで

(3) 受付場所 「担当窓口」

3 資格審査結果

資格審査結果は、平成 28 年 11 月 15 日（火）に「資格審査結果通知書」として書面により代表企業に通知する。

なお、資格審査結果通知書には参加者番号を示すので、入札書類の指定された箇所に記載すること。

第 9 本件施設の視察

参加資格が認められた応募者（以下「参加資格者」という。）は、本件施設の視察を行うことができる。

なお、申込については、資格審査申請書類提出時に行うこと。申込を行った参加資格者（企業グループは代表企業）に対して、資格審査結果通知書とともに「施設視察案内」を送付する。

1 視察日 「施設視察案内」に記載

（平成 28 年 9 月 1 日（木）から 12 月 16 日（金）までの期間で土曜・日曜・祝日を除き、市が指定した日）

2 集合時間 「施設視察案内」に記載

3 視察方法 視察は参加資格者ごとに行う。

視察人数は原則として 5 名までとする。

第 10 入札書類の提出

1 入札書類の構成

入札書類は以下のとおりとする。（以後、入札書類を提出した参加資格者を「入札参加者」といい、入札参加者と協力会社を総称して、「入札参加者等」という。）

なお、様式集については、募集要項で示す。

(1) 技術提案書（様式第 10 号①～⑬）

(2) 事業計画書（様式第 11 号①～⑦）

(3) 提案書参考資料（様式第 12 号）

(4) 入札書（様式第 13 号）

(5) 委任状（代理人が入札する場合）（様式第 14 号）

2 入札書類の提出

(1) 提出様式

ア 提出数は、「第 10、1、(1)(2)(3)」については各々正本 1 部、副本 15 部、電子媒体（CD-R）3 枚を、「第 10、1、(4)(5)」については各 1 部を以下のとおり持参すること。

イ 提出様式としては、「第 10、1、(1)(2)(3)」はそれぞれ A 4 版フラットファイル 2 穴に綴じて、「第 10、1、(4)」は封筒に入れ封緘の上、封筒

に代表企業名を記載すること。

(2) 提出方法

ア 提出期限 平成 29 年 1 月 31 日 (火) 午前 10 時

イ 受付場所 「担当窓口」

ウ 注意事項

(ア) 電子媒体 (CD-R) には、「第 10、1、(1)(2)(3)」のうち、電子データで提出が可能なものを格納すること。

(イ) 電子媒体 (CD-R) への格納の条件は次のとおりとする。

A CD-R: Windows フォーマット

B OS: Microsoft Windows 7 以降のバージョン

C 使用アプリケーション: Microsoft Word 及び Excel の 2010 以降のバージョン

(ウ) 提出書類に企業名やロゴマークは一切使用しないこと。

(エ) 提出した書類は、その一切を返却しないものとする。

3 予定価格

本事業の予定価格 (税込価格) を以下のとおり設定する。

予定価格 10,433,025,720 円

(消費税等 772,816,720 円を含む。)

入札価格が、上記の予定価格を超過している場合は、失格となる。

4 最低制限価格

最低制限価格を設けない。

5 入札書の開札等

(1) 日時 平成 29 年 7 月 27 日 (木) 午前 9 時

(2) 場所 清掃センター 会議室

(3) その他

ア 開札は入札参加者又はその代理人立会いのもとで行うものとする。

イ 開札結果は、開札後直ちに発表する。

6 入札の辞退

参加資格者は、入札書類の提出後において入札を辞退することはできないものとする。

なお、辞退の場合は可能な限り早い段階にて「入札辞退届」(様式第 15 号)を「担当窓口」へ持参すること。

7 入札の無効及び失格

以下のいずれかに該当する場合は無効及び失格とする。

(1) 入札参加資格のない者の入札

(2) 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札

- (3) 市が提出を求めた証明書等を提出しなかった者の入札
- (4) 代理人で委任状を提出しない者又は2以上の者の代理をした者の入札
- (5) 同一人がした2つ以上の入札
- (6) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字を誤脱し、又は不明な入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札（談合の事実が明らかと認められる入札）
- (8) 募集要項等の一部についてのみ入札した入札
- (9) 入札書類が不足しているもの
- (10) 入札書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
- (11) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (12) 入札について不正な行為があったとき
- (13) 予定価格を超える金額で入札したもの
- (14) 期限までに入札書類が到達しなかった場合
- (15) 入札書に記載された金額が、事業計画書（様式第11号①）に記載した積算総額と不整合の場合
- (16) 大和郡山市契約規則（昭和39年大和郡山市規則第8号）に違反した者の入札

8 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は当該入札参加者等を入札に参加させない、又は入札の執行を延期若しくは取りやめることがある。
- (4) 後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる場合がある。
- (5) 市が必要と認めた場合は、入札の延期、中止、又は取り消しを行うことがある。この場合、事業者に発生した費用は応募者の負担とする。

9 入札書類の修正等

入札書類の提出後の修正、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、以下の場合において、市は適正な評価を行うため修正等を行う場合がある。

- (1) 応募者の提出する提案書等のうち、事実を証明する資料について、誤記又は記載漏れ、その他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、不備の原因が、市が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認められ、かつ、当該事実について、市が保有する資料により確認できる場合は、市が保有する資料により評価する場合がある。

(2) 応募者の提出する提案書等に、誤記又は記入漏れその他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、この誤記又は記入漏れが、その他の方法により正しい記載内容が容易に推測できる程度に軽微なものであり、ヒアリング若しくは電話等による確認により、正しい記載内容を確認したときは、市において誤記の訂正又は記入漏れの補記を行ったうえで評価する場合がある。

なお、提案書等の内容に応募者を特定できる表現がある場合は、市において、抹消したあとに評価する。

(3) 応募者の提出する提案書等に、資料の不足があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、技術提案及び事業計画の内容に影響しない事項については、資料の追加提出の指示を行う場合がある。

10 著作権

市は、著作権が応募者に帰属する入札書類について公表等の必要がある場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合、著作権を保有する者は、当該公表について最大限配慮しなければならない。

11 その他

市は、入札書類の提出があった時点で、応募者の名称等を公表することができるものとする。

第 11 入札書類の審査

1 審査委員会の設置

市は、民間事業者の選定にあたり、大和郡山市附属機関設置条例（平成 26 年条例第 10 号）第 1 条により「大和郡山市清掃センター運営管理効率化検討委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会の答申その審査結果に基づいて落札者を決定する。

なお、審査委員会は非公開とする。

2 審査方法

(1) 落札者の選定

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、審査委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、落札者を選定する。総合評価は、応募者の提出した提案内容について、各評価項目及び入札価格に応じて、評価値の算出を行い、評価値の最も高い者を落札者として選定する。

(2) 落札者の決定

市は、審査委員会の答申を踏まえ、落札者を決定する。

3 審査事項

落札者決定基準に示す。

4 審査結果の通知

審査結果は、入札参加者に対して「大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業事業者選定結果」として、書面により通知する。

5 審査結果の公表

審査結果については、審査結果通知後すみやかに「大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業事業者選定結果」として、市のホームページにて公表する。

第 12 落札者決定後の手続

1 基本契約の締結

市と落札者は、本事業の事業契約締結に先立ち、相互の協力事項等についての基本契約を締結する。

2 特別目的会社の設立

(1) 落札者は、本件施設の運営維持管理業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社（以下「本件会社」という。）を、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定めに従い、会計監査人を置く株式会社として適法に設立し存続すること。

(2) 本件会社の設立及び運営に関し、次の各号に定める事項を満たすこと。

ア 本件会社の本店住所を奈良県大和郡山市内とすること。ただし、運営開始前についてはその限りではない。

イ 本件会社の担当する業務は、本件施設の運営維持管理業務及び基本契約において本件会社が担当すべきとされるその他の業務とすること。

ウ 応募企業の株式保有割合を以下のとおりとすること。

(ア) 設立時から事業期間を通じて 100 分の 100 とすること

(イ) 応募グループの代表企業の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。

(ウ) 応募企業又は応募グループの代表企業が本件会社の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。

エ 本件会社の資本金額は金 4,000 万円以上とし、事業期間を通じてこれを維持すること。

オ 本件会社の株式の保有に関する取り決めは以下のとおりとすること。

(ア) 本件施設の運営維持管理業務に係る事業契約上の市の本件会社に対する業務履行請求権を担保するため、本件会社の株式に対して市を第一順位の根質権を設定し、第三者対抗要件を具備するために必要な措置をとることとする。

(イ) 本件会社の株主は、原則として事業契約が終了するまで本件会社の株式を保有することとする。

(ウ) 市の事前の書面による承諾なくして本件会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこととする。

カ 株主は、以下の措置について努力すること。

(ア) 本件会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、市と協議にて合意した内容に従い、連帯して本件会社への追加出資又は劣後融資、その他の財政的支援措置を講じること。

(イ) その他適切な支援措置を講ずることにより、本件会社が本事業における果たすべき債務を履行できるように努力をすること。

キ 本件会社について、本事業を円滑に実施するための人員を確保すること。

ク 社員の採用については、可能な限り地元雇用を優先すること。

(3) 応募企業及び構成員以外のものからの特別目的会社への出資は認めないものとする。

3 契約詳細の協議

市と落札者は、事業契約の締結のために契約詳細について協議を実施するものとする。ただし、契約詳細の協議は、事業契約書案の詳細の調整を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わないものである。

4 事業契約の締結

市は、本件会社と大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業にかかる事業契約を締結する。なお、事業契約の締結をもって、落札者を「受託者」とする。

5 その他

落札者が事業契約を締結しない場合は、最終審査対象者の中から「落札者決定基準」における順位の高い者から順次契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結する。

第13 入札保証金、契約保証金

1 入札保証金

(1) 参加資格者は、予定価格の100分の5以上の額を、入札保証金として納付しなければならない。

(2) 市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した応募者の入札保証金を免除することができる。

(3) 入札保証金の納入は、形式審査通過後、平成29年6月29日(木)を期限とし、別途市が指定する方法で納付し、その領収書を担当窓口に掲示すること。また、(2)に規定する入札保証金保険を締結した場合についても、入札保証金の納入期限までに契約を証する書面を担当窓口に提出すること。

2 契約保証金

(1) 落札者は、基本契約締結までに、契約予定額(消費税相当額含む)の100分の10以上の額を、契約保証金として納付しなければならない。

(2) 契約保証金に代わる担保として提供できるものは、金融機関の保証とする。また、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した、落札者の契約保証金

を免除することができる。

- (3) 契約保証金の納入は、別途市が指定する方法で納付し、基本契約締結時にその領収書を担当窓口に掲示すること。また、契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合は、保証を証する書面を担当窓口まで提出すること。

第 14 その他

1 審査結果についての説明請求

参加資格が認められなかったもの及び落札者とならなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。

(1) 説明請求受付

ア 受付の期日等

最終審査対象者が、審査結果についての説明を求める場合には、審査結果を通知した日の翌日から起算して 10 日以内（期間中における市の休日を除く。）に「担当窓口」へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。

イ 請求方法

- (ア) 説明請求書は、持参又は郵送のみ受け付けるものとする。
- (イ) 郵送の場合は、郵便書留又は配達記録郵便とする。
- (ウ) 持参の場合は、午前 10 時から午後 4 時までの受付とする。
- (エ) 宅配便、メール、ファックスによるものは受け付けない。

(2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、説明請求を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（期間中における市の休日を除く。）に書面により行う。

2 費用負担

本入札説明書における上記すべての手続に関して、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

3 使用言語、計量単位、通貨及び時刻

応募に際して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法第 51 号）に定めるもの、通貨は日本国通貨（円）、時刻は日本標準時とする。

第 15 委託費の支払

委託費の支払いについて以下に示す。なお、詳細については事業契約書案に示すものとする。

1 委託費の構成と算出方法

市から受託者に支払う委託費は、固定費と変動費の合算として算出する。

固定費は、委託費のうち処理対象物の受入量等の処理費用に係らず、本件施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費のことであり、受託者の提案した価格を基に、運営期間にわたって平準化した費用のことをいう。

変動費は、委託費のうち処理対象物の受入量等の処理費用に応じて必要とする変動的な経費のことであり、受託者の提案した価格を基に、運営期間にわたって平準化した費用のことをいう。

委託費を構成する固定費及び変動費単価は、受託者が事業者選定時に提出した事業計画書における金額及びその計算根拠を基に、具体的な数値を決定するものとする。

(1) 委託費＝固定費＋変動費

(2) 変動費＝変動費単価×(処理対象物の受入量又は排水処理量)

この場合、各費用の内容は次のとおりとする。

ア 委託費（円）：市から受託者に支払う委託費

イ 固定費（円）：処理対象物の受入量に関係なく支払う固定的な経費

ウ 変動費（円）：処理対象物の受入量に応じて支払う変動的な経費

エ 変動費単価

①ごみ焼却施設（円/t）：処理対象物の受入量1t当たりの変動的な経費単価

②最終処分場（円/m³）：排水処理量1m³当たりの変動的な経費単価

【委託費の構成】

固定費	固定費Ⅰ	人件費、事務費、負担金、保険料等
	固定費Ⅱ	測定・分析費、建築設備保守費、清掃費
	固定費Ⅲ	定期整備費、施設補修費、部品費、設備更新工事費等
変動費	電気、灯油、上下水道、薬品等	

2 委託費の支払方法

市は、委託費を毎月支払うものとし、事業契約書案の規定に従い毎月の業務報告書を受領した場合は、当該受領日から14日以内に、受託者に対して業務確認結果を通知する。ただし、委託費の減額がある場合には、その旨も併せて通知する。

なお、月割りにより支払額に端数が発生した場合、各年度の最終月（3月）に調整する。

3 委託費の減額

市は、受託者の本業務の履行において、事業契約書案に記載する要求を満足しない行為があった場合は、その都度ペナルティポイントを受託者に課しそのポイントの蓄積状況により委託費の減額を行うものとする。

4 委託費の見直し

事業年間の物価上昇率、為替変動等の変動可能性のある経済要素については、原則として、次の考え方に従い、委託費へ反映させるものとする。

(1) 変動要素の見直しは、翌年度委託費を設定する時期に行う。この場合、この見直しに関し、固定費及び変動費単価のそれぞれごとに±3.0%の許容範囲を置く。許容範囲については、初回は初期値を基準とし、以降は固定費及び変動費単価のそれぞれの直近の見直し後の数値を基準とする。

- (2) 変動要素の見直し時点から実際の委託費が支払われる時期までに大幅な乖離が生じた場合、市と受託者は協議により変動要素の見直しをすることができる。

なお、見直しに係る評価指標は官公庁が公表する各種指数を基に行うものとし、前年度のこれらの指数を基に、上記1の固定費及び変動費単価について補正を行い、当該年度の委託費（固定費及び変動費）を算出する。ただし、受託者が合理的に説明される見直しに係る評価指標を提示した場合は、この限りでない。

別紙1 参考資料

1 配布資料

以下の資料については、参加資格者等に対して配布する。

なお、当該資料の配付にあたって乙から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、削除又は黒塗りにした上で配布するものとする。

- (1) フローシート
- (2) 機器配置図

2 閲覧資料

以下の資料については、参加資格者等に対して閲覧を認める。

なお、当該資料の閲覧にあたって乙から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、削除又は黒塗りにした上で閲覧するものとする。

- (1) ごみ焼却施設の場合
 - ア 竣工図
 - イ 取扱説明書
 - ウ 仕様書
 - エ 運転データ
 - オ 精密機能検査報告書
 - カ 過去の修繕費データ
- (2) 最終処分場の場合
 - ア 竣工図
 - イ 取扱説明書
 - ウ 仕様書
 - エ 運転データ
 - オ 過去の修繕費データ